# 平成22年第1回

石川県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

自 平成22年3月29日

至 平成22年3月29日

石川県後期高齢者医療広域連合議会

# 平成22年第1回石川県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

## 第1号(3月29日)

1.	招集年月日
1.	招集場所
1.	出席議員、欠席議員
1.	説明のため出席した者1
1.	職務のため出席した職員1
1.	議事日程
1.	本日の会議に付した事件2
1.	開 会(午後2時36分)4
1.	開 議4
1.	一部議席の指定4
1.	広域連合長あいさつ4
	○山出 保 広域連合長4
1.	会議録署名議員の指名
1.	会期の決定
1.	諸般の報告
1.	議案上程(議案第1号から議案第8号) 5
1.	提案理由の説明
	○山出 保 広域連合長6
1.	質 疑8
1.	討 論8
1.	採 決8
1.	議案上程 (議案第9号)9
1.	提案理由の説明9
	○山出 保 広域連合長9
1.	採 决10
1.	日程追加(陳情第1号、陳情第2号)10
1.	議案上程(陳情第1号、陳情第2号)10
1.	質 疑10
1.	討 論······10
	○15番(戸坂 忠寸計議員)11
1.	採 决11
1.	質 疑12
1.	討 論·······12
	○16番(林 一郎議員)12
1.	
1.	閉 議13
	閉 会(午後3時07分)13
	署名議員14

## 平成22年3月29日(月曜日)

## 第 1 号

#### 〇招集年月日

平成22年3月29日

#### 〇招集場所

石川県地場産業振興センター

19番 持木 一茂(能登町)議員

#### 〇出席議員(17名)

1番 高村 佳伸(金沢市)議員 2番 大林 吉正(七尾市)議員 3番 杉林 憲治(小松市)議員 4番 梶 文秋(輪島市)議員 5番 泉谷満寿裕(珠洲市)議員 6番 上出 栄雄(加賀市)議員 7番 塩谷 久司(羽咋市)議員 8番 猪村 博靖(かほく市)議員 9番 竹田 伸弘(白山市)議員 11番 西野 昇吾(川北町)議員 12番 西田 冶夫(野々市町)議員 13番 谷口 正一(津幡町)議員 14番 能村 憲冶(内灘町)議員 15番 戸坂忠寸計(志賀町)議員 16番 林 一郎(宝達志水町)議員 17番 藤本 一義(中能登町)議員

#### **〇欠席議**員(2 名)

10番 髙木 雅宣(能美市)議員 18番 石川 宣雄(穴水町)議員

#### ○説明のため出席した者

 広域連合長
 山出
 保
 君
 副広域連合長
 村
 隆一
 君

 事務局長
 西川
 文明
 君
 総務課長
 吉野
 純吾
 君

 業務課長
 牧口
 啓
 君
 会計管理者
 西山
 浩
 君

#### ○職務のため出席した職員

事務局次長 小林外喜夫 君 書 記 倉 繁夫 君 業務課長補佐 竹中 義博 君 総務課主事 竹田 憲隆 君 業務課主事 宮川 信顕 君

#### 〇議事日程(第1号)

平成22年3月29日(月)午後2時36分開議

日程第1 一部議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 議案第1号 平成22年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 について

こういく

日程第6 議案第2号 平成22年度石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医

療特別会計予算について

日程第7 議案第3号 平成21年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計補

正予算(第2号)ついて

日程第8 議案第4号 平成21年度石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者

医療特別会計補正予算(第3号)ついて

日程第9 議案第5号 石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条

例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 6 号 石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特

例基金条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 7 号 石川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に

関する条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 8 号 石川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する

条例の一部を改正する条例について

日程第13議案第9号 石川県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につ

いて

追加日程 陳情第1号 資格証明書の発行を行わないことを求める陳情

追加日程 陳情第2号 短期保険証の発行を行わないことを求める陳情

#### 〇本日の会議に付した事件

議案第1号 平成22年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

議案第2号 平成22年度石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計

予算について

議案第3号 平成21年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算

(第2号) ついて

議案第4号 平成21年度石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計

補正予算(第3号)ついて

議案第5号 石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を

改正する条例について

議案第6号 石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について 議案第7号 石川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 議案第8号 石川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について る改正する条例について 議案第9号 石川県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について 陳情第1号 資格証明書の発行を行わないことを求める陳情 短期保険証の発行を行わないことを求める陳情 ○議長(高村佳伸議員)ただいまから平成22年第1回石川県後期高齢者医療広域連合 議会定例会を開会します。

まず、七尾市議会選出議員、輪島市議会選出議員、加賀市議会選出議員、羽咋市議会選出議員、能美市議会選出議員、穴水町議会選出議員の任期満了に伴い、輪島市議会より梶文秋議員穴水町議会より石川宣雄議員が再任となり、新たに七尾市議会より大林吉正議員が、加賀市議会より上出栄雄議員が、羽咋市議会より塩谷久司議員が、能美市議会より髙木雅宣議員が、それぞれ選出されております。

次に、議員の辞職について、ご報告いたします。去る3月1日に、小松市議会選出議員の川崎順次議員から、同日に、白山市議会選出議員の杉本典昭議員から、それぞれ議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、議長において辞職を許可いたしました。ここに会議規則第66条第2項の規定により、ご報告申し上げます。

なお、後任の議員といたしまして、小松市議会より杉林憲治議員が、白山市議会より竹田伸弘議員が選出されましたのでご報告いたします。

ただいまの出席議員数は17名で、定足数に達しております。

よって、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

## 〇一部議席の指定

- ○議長(高村佳伸議員)日程第1「一部議席の指定」を行います。
- 一部議席は、ただ今着席の議席とします。

## 〇広域連合長あいさつ

**〇議長(高村佳伸議員)**ここで、山出保広域連合長より招集のご挨拶をお願いいたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

〇議長(高村佳伸議員)山出連合長。

〔山出保広域連合長 登壇〕

**〇広域連合長(山出保君)** 開会に当りまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、なにかとご多忙のなか、ご出席いただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

さて、ご存知のとおり、国のほうでは高齢者医療のあり方について新たな制度の検討がなされています。一方、後期高齢者医療制度などの、公的医療保険制度は、被保険者に不安を与えることのないように、着実に運営していくことが大切であります。

私どもの広域連合は、これまでも、適切な運営を行ってまいったと考えておりますが、 今後とも、的確な運営に心がけてまいりたいと考えております。本日は、平成22年 度一般会計予算、特別会計予算、平成21年度一般会計補正予算、特別会計補正予算並 びに、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例など、重要な案件の審議が予定されております。

特に、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、

平成22、23年度の保険料において、厳しい経済状況の下、高齢者の皆さんの生活を 第一番に考え、なんとか保険料を現行のまま据え置くことができるご提案になりました。

議員各位におかれては、これら議案の趣旨をご理解いただき、適正な議決をいただけますように、また、今後とも一層のご協力を賜りますようお願い申し上げて、私のご挨拶とさせていただきます。

# 〇会議録署名議員の指名

○議長(高村佳伸議員)次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員に猪村博靖議員及び西田冶夫議員を指名します。

## 〇会期の決定

○議長(高村佳伸議員) 日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高村佳伸議員)「異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

#### ○諸般の報告

○議長(高村佳伸議員)次に、日程第4「諸般の報告」を行います。

地方自治法第121条の規定による今定例会の、説明員の氏名は、お手元に配布のと おりであります。

次に、石川県後期高齢者医療広域連合監査委員より地方自治法199条第1項及び第4項の規定による定例監査の結果が同条第9項の規定により、お手元に配布の別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

#### 〇議案上程

○議長(高村佳伸議員) これより、日程第5「議案第1号」から日程第12「議案第8号」 までを一括議題とします。

### 〇提案理由の説明

○議長(高村佳伸議員)提出者から提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### 〇議長(高村佳伸議員)山出広域連合長。

[山出保広域連合長 登壇]

ご説明申し上げます。まず、議案第1号の「平成22年度石川県後期高齢者医療広域 連合一般会計予算」であります。

後期高齢者医療制度を円滑に遂行する広域連合の運営上必要となる経費として、広域連合事務所借り上げ料及び派遣職員人件費負担金並びに医療制度の施行に係る、特別会計への繰り出しに係る経費の計上をお願いするものであります。

歳入歳出総額をそれぞれ5億3,057万9千円としており、その財源の主なものにつきましては、構成市町からの負担金と国及び県からの保険料不均一賦課負担金をあてて調製しているものであります。

次に、議案第2号の「平成22年度石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計予算」についてであります。

歳入歳出総額をそれぞれ1,301億9,017万4千円としております。 まず、 歳入の主なる内容についてご説明申しあげます。

第1款市町支出金については、被保険者からの保険料等及び市町の療養給付費の定率 負担金、並びに健診事業に係る市町補助金として、211億5,756万7千円を計上 しております。

第2款国庫支出金については、国の療養給付費の定率負担金、高額医療費負担金及び 調整交付金、健康診査補助金として、426億698万8千円を計上しております。

第3款県支出金については、県の療養給付費の定率負担金及び、高額医療費負担金として、105億1,854万3千円を計上しております。

第4款支払基金交付金については、若年者からの支援金等支払基金からの交付金として、538億7,133万4千円を計上しております。

第5款特別高額医療費共同事業交付金については、国保中央会からの交付金として、1,407万円を計上しております。第6款財産収入については、基金の利子として、13万6千円を計上しております。第7款繰入金については、一般会計、医療給付費準備基金及び臨時特例基金からの繰入金として、19億2,101万7千円を計上しております。

次に歳出の主なる内容についてご説明申し上げます。

第1款総務費については、広域連合サーバ等賃借料やレセプト点検等に係る経費など、 3億1,963万1千円を計上しております。

第2款保険給付費については、療養の給付に係る経費及び国保連への審査支払手数料、1,285億9,444万7千円を計上しております。第3款県財政安定化基金拠出金については、県において設置する基金への拠出金として、1億1,992万9千円を計上しております。第4款特別高額医療費共同事業拠出金については、国保中央会への拠出金等として、2,084万7千円を計上しております。

第5款保健事業費については、市町への健診業務委託関係経費等として、1億7,547万6千円を計上しております。第6款基金積立金については、臨時特例基金積立金などとして、9億4,042万7千円を計上しております。

第7款公債費については、一時借り入れを行った場合の利子として、100万円を計上しております。

第8款諸支出金については、被保険者への保険料の還付金及び還付加算金として、1,

401万円を計上しております。

第9款予備費については、被保険者から徴収した保険料の剰余分として、440万7 千円を計上しております。

以上が平成22年度特別会計当初予算の概要でございます。

次に、議案第3号の「平成21年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第2号)」についてであります。

今回提出いたしました補正予算案は、派遣職員人件費の実績見込みに伴う、派遣職員人件費負担金の減や、議会、監査委員会議の開催実績の減に伴う経費の減、また、特別会計の執行にかかる事務費繰出金の減、及び保険料不均一賦課繰出金の減などの不要見込み額について、所要の調整をおこなったものであります。その結果、歳入歳出の総額をそれぞれ3,297万4千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ、5億2,574万6千円とするものであります。

次に、議案第4号の「平成21年度石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」についてであります。

今回提出いたしました補正予算案は、臨時特例基金の条例の一部改正に伴い、平成22年度において必要となる、保険料激変緩和措置継続分や、保険料均等割・所得割りの軽減、に要する費用のため平成21年度においてあらかじめ基金に積み立てておく費用を計上したものであります。

また、被保険者数の増により医療給付費が増となったことから、所要見込み額について、年間の所要見込みに基づき所要の調整をおこなったものであります。

その結果、歳入歳出の総額をそれぞれ12億7,040万6千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ、1,273億6,271万円とするものであります。

次に、議案第5号の「石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」でありますが、この条例は、保険料率の改定を行うと共に、平成22年度以降も引き続き、低所得者や被用者保険の被扶養者であったものに係る、保険料軽減を継続するための条例改正を行うものであります。

内容といたしましては、広域連合の剰余金10億8千万円及び、県にご理解をいただいて財政安定化基金を取り崩すなどにより8億7,500万円を、保険料の負担分に充てることとして、積算いたしまして、平成22年度及び平成23年度の保険料率を、平成20年度・21年度と同じ保険料率、所得割率を「100分の8.26」、被保険者均等割額を年額「45,240円」にそれぞれ据え置くこととしたものであります。

なお、一人当たり平均老人医療給付費が広域連合全体における一人当たり平均に対して20パーセント以上低く乖離している市町に対する保険料の不均一賦課できる地域として、珠洲市がこれに定められておりますが、珠洲市の保険料率におきましては、所得割率を「100分の7.61」、被保険者均等割額を年額[41,760円]とするものであります。

また、7割軽減対象者に対し8.5割軽減を継続、被用者の被扶養者に対し9割軽減の継続を行うものであります。この改正条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第6号の「石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」でありますが、この条例は、石川県後期高齢者 医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に併せて、基金を平成22年度以 降の低所得者や被用者保険の被扶養者であった者に係る保険料率軽減の財源に充てるため所要の改定を行うものであります。

また、条例の失効の期日を平成24年度末に改めるもので、この改正条例は、平成22 年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第7号の「石川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例について」でありますが、この条例は、本広域連合において も、「石川県人事委員会勧告」に従い、

現行1日八時間の勤務時間を、7時間45分に改めるため、所要の改定を行うものであります。施行期日は4月1日からとするものでございます。

次に、議案第8号の「石川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でありますが、内容といたしましては、石川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に併せて、育児休業にかかる職員の、勤務条件について必要な事項を改めるものでございます。

以上をもちまして議案第1号「平成22年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」から議案第8号「石川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」までの提案理由の説明を終わります。

以上、提出いたしました案件につきましてご説明を申し上げましたが、何卒慎重にご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

## 〇質 疑

○議長(高村佳伸議員) これより、議案第1号から議案第8号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高村佳伸議員)質疑なしと認め、質疑を終わります。

#### 〇討 論

○議長(高村佳伸議員)これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高村佳伸議員)討論はなしと認め、討論を終わります。

## 〇採 決

○議長(高村佳伸議員)これより、採決をおこないます。

議案第1号 [平成22年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」 議案第2号 [平成22年度石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号及び議案第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高村佳伸議員)「異議なし」と認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号については、原案のとおり可決することに決しました。

〇議長(高村佳伸議員)次に、議案第3号 [平成21年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」 議案第2号 [平成22年度石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号及び議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高村佳伸議員)「異議なし」と認めます。

よって、議案第3号及び議案第4号については、原案のとおり可決することに決しました。

〇議長(高村佳伸議員)次に、議案第5号[石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第8号の「石川県後期高 齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の4 件について採決をいたします。

お諮りします。

議案第5号から議案第8号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高村佳伸議員)「異議なし」と認めます。

よって、議案第5号及び議案第8号については、原案のとおり可決することに決しました。

#### 〇議案上程

○ 議長(高村佳伸議員)次に、日程第13議案第9号 [石川県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

## 〇提案理由の説明

○議長(高村佳伸議員)提出者から提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

〇議長(高村佳伸議員)山出広域連合長。

〔山出保広域連合長 登壇〕

ご説明申し上げます。議案第9号の公平委員会委員の選任につきましては、現委員である永山憲三委員の任期が、3月28日に満了となったことから、引き続き同委員を選

任いたしたく、地方公務員法の規定により議会の同意を願うものであります。 何とぞ、ご審議の上、よろしくご決議を賜りますようお願いします。

## 〇採 決

○議長(高村佳伸議員)これより、採決をおこないます。

議案第9号は人事案件でありますので、質疑・討論を省き裁決を行いたいと思います。 お諮りいたします。

議案第9号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高村佳伸議員)「異議なし」と認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり同意するものと決しました。

- ○日程追加(陳情第1号、陳情第2号)
- 議長(高村佳伸議員)次に、お手元に配布のとおり陳情第1号「資格証明書の発行を行わないことを求める陳情」陳情第2号「短期保険証の発行を行わないことを求める陳情」2件を受理しております。

お諮りいたします。

陳情第1号及び陳情第2号を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高村佳伸議員)「異議なし」と認めます。

よって、陳情第1号及び陳情第2号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

〔陳情文書表配布〕

#### 〇議案上程

**○議長(高村佳伸議員)**これより、陳情第1号及び陳情第2号を議題といたします。陳 情の内容につきましては、ただいまお配りしました陳情文書表のとおりであります。

#### 〇質 疑

○議長(高村佳伸議員)これより、陳情第1号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高村佳伸議員)質疑なしと認め、質疑を終わります。

## 〇討 論

○議長(高村佳伸議員)これより討論を行います。 討論は、ありませんか。 〔「議長、15番」と呼ぶ者あり〕

○ 議長(高村佳伸議員) 15番 戸坂忠寸計議員

## [15番(戸坂 忠寸計議員)登壇]

○ 15番 戸坂忠寸計議員15番 戸坂忠寸計です。

陳情第1号「資格証明書の発行を行わないことを求める陳情」に対して、反対の立場で討論を行います。

全ての公的医療保険制度は、加入する被保険者の方々が、それぞれの所得に応じて保険料を納めてもらうことが、制度を維持する大前提となるものであり、後期高齢者医療制度も例外ではないと考えています。

保険料を滞納した方には、滞納にいたる事情について、災害等の特別な場合は別といたしまして、まず、保険料を納めていただくよう働きかけることが必要であると思います。

そのような働きかけを行ったとしても、依然として納めてもらえない方には、負担の 公平という観点から、何らかの措置が必要と考えます。

法律では、そのような場合に、保険証を返還してもらい、その代わりに被保険者資格 証明書を交付することとしておりますが、医療に要する費用については、特別療養費が 支給されることになっております。

国の指導では、後期高齢者には被保険者資格証明証の発行は原則として行わないとしており、厳格な発行に関する手続きを求めております。当広域連合でも、出来るだけ発行に至らないように、国の基準に沿った厳格な手続きを定めており、安易に資格証明書を発行しないように規定されており、現在は、未だ発行された事例がないと聞いております。

しかし、保険料を滞納する理由について、支払い能力があるにもかかわらず、理由もなく長期にわたり保険料を滞納し、納付相談にも応じない「悪質な方」には、被保険者間の公平の確保と制度の信頼性の維持の観点から、医療を受ける機会を奪うことがないよう確認した上で、発行に関する厳格な手続きに従い資格証明書を発行することは、やむを得ないものではないかと思っています。

このようなことから、この陳情を採択することは適当ではなく、反対する立場から意見を述べさせていただきました。

○議長(高村佳伸議員)他に討論ありませんか。

## 〇採 決

○議長(高村佳伸議員)これより、採決をおこないます。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

陳情第1号を採択することに賛成の方は、起立願います。

「起立者なし」

○議長(高村佳伸議員)起立なしであります。

よって、陳情第1号は、不採択とすることに決しました。

#### 〇質 疑

**○議長(高村佳伸議員)**これより、陳情第2号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高村佳伸議員) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

#### 〇計 論

○議長(高村佳伸議員)これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

[「議長、16番」と呼ぶ者あり]

○ 議長(高村佳伸議員) 16番 林一郎議員

## [16番(林一郎議員)登壇]

○ 16番 林一郎議員 16番 林一郎です。

陳情第2号「短期保険証の発行を行わないことを求める陳情」に対して、反対の立場で計論を行います。

短期被保険者証は、保険料を長期間滞納している方に発行されており、全国の多くの 広域連合において発行されており、当広域連合でも相当数の方に発行されております。

保険料を滞納した方には、まず、保険料を納めていただくよう働きかけることが必要であると思います。

その働きかけを行うための前提としては、その方に接触する機会を設けることが大切であり、その機会の一つとしての役割が短期被保険者証に求められております。

もとより短期被保険者証については、滞納されている方の医療を受ける機会を奪うことに繋がるような受診制限ために発行している訳ではありませんし、また、事務的に、一時的に発行がされていないことがあったとしても、最終的には発行されており、発行抑止をするようなことは行われていないと聞いております。

保険料を納めていただくための働きかけとして、短期被保険者証の発行は有効な手段の一つであり、今後も適切に利用していくことが必要だと考えます。

このようなことから、この陳情については、採択することは適当でないと考えるものであります。

○議長(高村佳伸議員)他に討論ありませんか。

## 〇採 決

○議長(高村佳伸議員)これより、採決をおこないます。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

陳情第2号を採択することに賛成の方は、起立願います。

[起立者なし]

○議長(高村佳伸議員)起立なしであります。

よって、陳情第2号は、不採択とすることに決しました。

# 〇閉議・閉会

〇議長(高村佳伸議員)以上をもって、本定例会の議事は、全部終了いたしました。 これをもって、平成22年第1回石川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会い たします。

午後3時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高村传颂、杨村锦涛

署名議員

西田治夫 署名議員